知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の制定（概要）

総務部人事局企画厚生課

■制定の理由

・本府の財政状況を踏まえ、特別職等の給料及び期末手当の時限的減額を行う。

■制定の内容

・平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間における給料及び期末手当について、次のとおり減額する。

　（１）給料及び期末手当の減額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 給料の減額の割合 | 期末手当の減額の割合 |
| 知事 | 100分の30 | 100分の30 |
| 副知事 | 100分の14 | 100分の15 |
| 監査委員（常勤の監査委員のみ） | 100分の14 | 100分の10 |
| 人事委員会の委員（常勤の委員のみ） | 100分の14 | 100分の10 |
| 教育長 | 100分の ６ | 100分の10 |

■施行期日　　平成27年４月１日

　　　　　　　（理由：平成27年度の減額措置を定めるものであるため。）

■政策アセスメント・制度間調整　　財政課と調整済み